

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰が続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者は深刻です。また、価格転嫁ができず、人材確保に苦しむ中小業者、観光業、農林水産業の経営にも打撃を与えています。

住民の暮らしを守るためには、賃上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

賃金引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の1,500円以上への大幅引き上げと地域間格差をなくすための法改正をおこなうことが喫緊の課題になっています。

日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の「生計費」と「賃金」「事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることができず、地方の人手不足は解消できません。構造的な欠陥といえます。

地域格差とともに課題となっているのは中小業者、観光業、農林水産業支援です。中小業者、観光業、農林水産業における最低賃金の引き上げを円滑に実施するには、国による相応の財政出動を伴う抜本的な中小業者、観光業、農林水産業支援の強化が必要です。

中小業者、観光業、農林水産業、下請けに関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を国に義務とする最賃法の改正が必要です。

以上の趣旨より、下記の項目について早期実現されるよう強く要請します。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円を実現すること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小業者、観光業、農林水産業への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

上記については、地方自治法第99条の規定により意見書として関係機関へ提出するものとする。